

---

プロジェクト IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目 合理的で裏付け可能な情報

---

### 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準における**報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報**に関する定めについて検討することを目的としている。本論点については、第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）において審議を行っている。本日は、第 18 回サステナビリティ基準委員会において聞かれた意見を踏まえて検討することを目的としている。

### 事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 37 項参照）。
  - (1) IFRS サステナビリティ開示基準と整合的に、次の項目について、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならないことを定める。
    - ① リスク及び機会の識別
    - ② バリュー・チェーンの範囲の決定
    - ③ 予想される財務的影響
    - ④ 気候関連のシナリオ分析
    - ⑤ スコープ 3 温室効果ガス排出の測定
    - ⑥ 次の産業横断的指標等の計算
      - ア. 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ
      - イ. 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ
      - ウ. 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ

## これまでの審議の概要

4. IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、公開草案に対して寄せられた、IFRS サステナビリティ開示基準を適用するにあたっての能力及び準備状況がさまざまであるという課題に対し、ISSB がさらなる配慮を行うことを提案するために、次の項目に限り、「報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」（以下「合理的で裏付け可能な情報」という。）の概念が導入されている（別紙 1 参照）。

項目	IFRS S1 号	IFRS S2 号
リスク及び機会の識別	B6 項(a)	第 11 項
バリュー・チェーンの範囲の決定	B6 項(b)	B36 項
予想される財務的影響	第 37 項(a)	第 18 項(a)
気候関連のシナリオ分析	—	B1 項～B18 項
スコープ 3 温室効果ガス排出の測定	—	B39 項
特定の産業横断的指標等の計算	—	第 30 項

5. 第 18 回サステナビリティ基準委員会における事務局提案は、当委員会が開発するサステナビリティ開示基準に基づき作成するサステナビリティ関連財務開示では、合理的で裏付け可能な情報の概念について、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れた上で、対象となる項目を限定せず、幅広く認めるというものであった。
6. これに対し、第 18 回サステナビリティ基準委員会では、次のような意見が聞かれた。
- (1) 合理的で裏付け可能な情報の概念を幅広くすべての項目に取り入れるという方向性は、慎重に検討すべきである。この概念は、プロポーショナルリティの観点では重要である一方、この概念を過度に適用すると、情報の信頼性又は比較可能性、ひいては開示基準の信頼性までも低下するリスクがあると考えられる。
  - (2) 証券監督者国際機構 (IOSCO) が公表するエンドースメントの評価レポートを見ると、合理的で裏付け可能な情報に関して、このような情報を適用する場合のガイダンスを ISSB が開発することが推奨されている。そのため、ISSB から何らかのガイダンスが公表される可能性があること認識しており、それを待って検討を行うことも一案であるとする。
  - (3) 特定された項目にのみ、この概念を導入した意図を ISSB に確認すべきである。
  - (4) IFRS 会計基準を見ると、概念フレームワークでは有用な財務情報の質的特性に関して「有用な財務報告に対するコストの制約」の定めがあり、その考え方を IFRS S1 号

に踏襲すると、合理的で裏付け可能な情報の概念は幅広く導入することになるとも考えられるが、そのような意図なのかどうかもあわせて ISSB に確認すべきである。

- (5) IFRS S1 号及び IFRS S2 号だけが公表されている現状を踏まえると、特定された項目にのみ、この概念を導入した場合に、気候変動以外のサステナビリティ関連財務開示を行うことがどこまで運用可能か疑問である。また、特定された項目に限定することで、作成者が混乱する懸念がある。すべての項目に取り入れるというよりも、例えば「見積りに関する項目」など一般化した形で定め、企業の判断を適用することが認められるように定めることも一案であると考える。
- (6) 一部の項目に限定してこの概念を導入すると、逆にそれ以外の項目は過大なコストや労力をかけてでも対応しなければならないようにも読める。費用対効果の観点でも検討が必要である。
- (7) 結論の背景の文案について、サステナビリティ関連財務開示を作成する企業の負担の軽減が記載されているが、一方でこの概念を導入することのデメリットも記載すべきではないか。

## 事務局による分析

### (合理的で裏付け可能な情報)

7. IFRS S1 号及び IFRS S2 号では、本資料の第 4 項に記載した項目について合理的で裏付け可能な情報の概念が導入されている。

### リスク及び機会の識別

8. IFRS S1 号 B6 項(a)及び IFRS S2 号第 11 項では、リスク及び機会の識別にあたり、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない旨が定められている。
9. IFRS S1 号及び IFRS S2 号の結論の根拠では、リスク及び機会の識別に合理的で裏付け可能な情報の概念を導入することにより、次のことが明確になるとされている (IFRS S1 号 BC51 項及び IFRS S2 号 BC39 項)。
  - (1) 企業は、裏付けられない又は不合理な情報を前提として、機会 (又はリスク) を過大に又は過小に記載することは禁止される。
  - (2) 企業は、報告期間の末日において企業が利用可能なすべての情報 (過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報を含む。) を用いることが要求される。

- (3) 企業は、報告期間の末日において利用可能ではない情報を用いることは要求されない。
- (4) 企業は、あらゆるサステナビリティ関連のリスク又は機会を識別するために網羅的な探索を実施することは期待されていない。そのような網羅的な探索は「過大なコストや労力」を表すからである。

### **バリュー・チェーンの範囲の決定**

- 10. IFRS S1 号 B6 項(b)及び IFRS S2 号 B36 項では、バリュー・チェーンの範囲の決定にあたり、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない旨が定められている。
- 11. IFRS S1 号の結論の根拠では、バリュー・チェーンの範囲の決定に合理的で裏付け可能な情報の概念を導入することにより、次のことが明確になるとされている (IFRS S1 号 BC58 項)。
  - (1) 企業は、報告期間の末日において企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての情報を用いることが要求される。
  - (2) 企業は、過大なコストや労力を要することとなる、バリュー・チェーンに関連した情報の網羅的な探索を実施することは要求されない。
  - (3) 企業は、バリュー・チェーンの範囲を合理的で裏付け可能な情報を使用して決定することが要求される。

### **予想される財務的影響**

- 12. IFRS S1 号第 37 項(a)及び IFRS S2 号第 18 項(a)では、予想される財務的影響に関する開示を作成するにあたり、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない旨が定められている。
- 13. IFRS S1 号の結論の根拠では、予想される財務的影響の開示の作成に関して合理的で裏付け可能な情報の概念を導入することにより、次のことが明確になるとされている (IFRS S1 号 BC106 項)。
  - (1) 企業は、裏付けられない又は不合理な情報を前提として、機会又はリスクの予想される財務的影響を過大に又は過小に記載することは禁止される。

- (2) 企業は、リスク又は機会の予想される財務的影響を決定するにあたり、情報の網羅的な探索を実施することは要求されない。企業は、当該情報の入手に伴うコスト及び労力に見合った情報の探索を実施することが容認される。
- (3) 企業は、予想される財務的影響を測定するために情報の網羅的な探索を実施することは要求されない。そのようなリスク及び機会の予想される財務的影響を測定するにあたり、企業は報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求される。
- (4) 企業は、報告期間の末日において企業が利用可能な情報（過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想を含む。）のみを用いることが容認され、その日より後にしか利用可能とならない情報を用いることを要求されない。

### **気候関連のシナリオ分析**

14. IFRS S2 号 B1 項から B18 項では、気候関連のシナリオ分析に関する適用ガイダンスが示されている。当該ガイダンスにおいては、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮できるような気候関連のシナリオ分析に対するアプローチを用いることが要求されている。
15. IFRS S2 号の結論の根拠では、シナリオ分析が（特に、スキル、能力又はリソースが少ない企業にとって）過大なコスト又は労力を生じさせる可能性があるという懸念に対応するために追加のガイダンスを提供することとした旨が説明されている（IFRS S2 号 BC64 項）。

### **スコープ 3 温室効果ガス排出の測定**

16. IFRS S2 号 B39 項では、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ、インプット及び仮定を選択するにあたり、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求される旨が定められている。
17. IFRS S2 号の結論の根拠では、合理的で裏付け可能な情報には、「スコープ 3」の温室効果ガス排出源に応じて、過去の事象、現在の状況及び将来の状況の予想に関する情報が含まれる必要がある場合があることに留意しているとされている（IFRS S2 号 BC117 項）。

**特定の産業横断的指標等の計算**

18. IFRS S2 号第 30 項では、次の産業横断的指標等に関する開示を作成するにあたり、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることが要求される旨が定められている。

- (1) 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ
- (2) 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ
- (3) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ

19. IFRS S2 号の結論の根拠では、前項に掲げた産業横断的指標等に関する開示の作成に関して合理的で裏付け可能な情報の概念を導入することにより、次のことが明確になるとされている（IFRS S2 号 BC132 項）。

- (1) 情報の入手又は開示の作成のために過大なコストや労力は要求されない。
- (2) 企業は、気候関連の機会に整合した資産又は事業活動（又は、その逆に、気候関連の移行リスク若しくは気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産若しくは事業活動）を裏付けられない又は不合理的な情報に基づいて過大に又は過小に記載することは禁止される。企業は開示の裏付けとなる情報について理にかなった基礎を有していることを要求されるためである。
- (3) 考慮すべき適切な情報を決定するにあたり、企業は、過去、現在及び将来予測的な情報で、報告期間の末日において利用可能なものを含めることになる。例えば、極端な気象事象及びそれが資産に与えた影響などの過去の出来事の考慮は、そのような情報が報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能である限り、考慮される情報の一部として含める場合がある。

**合理的で裏付け可能な情報についての統一的な考え方**

20. 本資料の第 8 項から第 19 項に記載したとおり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号において、合理的で裏付け可能な情報の概念を導入した場合にどのようなことが明確になるのかという点については、項目ごとに少しずつ記載が異なっている。

21. しかしながら、IFRS S1 号 BC12 項及び BC13 項では、合理的で裏付け可能な情報について、次のような情報であるとされており、基本的には、これらが合理的で裏付け可能な情報についての統一的な考え方であると考えられる。



- (1) 合理的に利用可能な (reasonably available) すべての情報 (報告企業が既に有している情報を含む。) を考慮することが要求される。また、既知の情報を無視することは禁じられる。
- (2) 情報を使用するための適切な基礎を有し、情報が裏付け可能となるように IFRS S1 号における要求事項を満たさなければならない。
- (3) 報告期間の末日において利用可能な情報 (過去の情報、現在の情報又は将来予測的な情報 (将来の状況の予想 (forecasts) を含む。) など) を考慮することが要求される。
- (4) 情報の網羅的な探索 (exhaustive search) を実施することは要求されない (情報は過大なコストや労力をかけずに利用可能であるべきである。)

#### **(ISSB が合理的で裏付け可能な情報の概念を導入した意図)**

22. ISSB は、合理的で裏付け可能な情報について、本資料の第 4 項にも記載したとおり、世界中の企業の能力及び準備状況がさまざまであることを踏まえ、プロポーショナルティの課題に対応するために導入したとしている (IFRS S1 号 BC8 項及び BC9 項)。
23. 当該概念は、追加的な開示要求を導入するものでも、開示を免除するものでもなく、サステナビリティ関連財務開示の作成において使用する情報に関して明瞭性を提供するものであるとされている (IFRS S1 号 BC16 項)。
24. また、当該概念を適用した場合であっても、依然として開示要求に準拠することが要求されるが、過大なコストや労力は企業自らの状況に基づいて決定され、そのような過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報を用いて当該開示要求に準拠することが認められるとされている (IFRS S1 号 BC17 項)。
25. ISSB は、労力が必要ないと企業が主張することが禁じられるとしており (IFRS S1 号 BC17 項)、一切労力をかける必要がないことを意味しているわけではないと考えられる。
26. 一方、特定の項目にのみ当該原則を導入したのは、IFRS サステナビリティ開示基準を開発するにあたって参考とした IFRS 会計基準において、幅広い原則としては使用されておらず、高度な判断及び測定の不確実性を伴う要求事項を適用するにあたり企業の指針とするためであると考えられる (IFRS S1 号 BC11 項)。
27. ISSB は、特定の項目以外にもこの概念を導入することを検討していたものの、IFRS 会計基準での導入方法にならって、高度な判断及び測定の不確実性を伴う要求事項という特

定の項目について、プロポーショナルリティの課題に対応するために、当該概念を導入したものと考えられる。

**(日本版 S1 基準における対応)**

28. 第 18 回サステナビリティ基準委員会では、合理的で裏付け可能な情報の概念を幅広く認めるという事務局の提案に対し、否定的な意見が多く聞かれた（本資料の第 6 項参照）。
29. 事務局が第 18 回サステナビリティ基準委員会において本資料の第 5 項のような提案を行ったのは、次の理由による。
  - (1) ISSB において合理的で裏付け可能な情報の概念が導入されたのは、プロポーショナルリティの課題に対応するためであり（本資料の第 22 項参照）、サステナビリティ関連財務開示を作成する企業の負担を軽減することを目的としていると考えられる。
  - (2) 合理的で裏付け可能な情報の概念として示された内容（本資料の第 21 項参照）は、サステナビリティ関連財務開示を作成する上で一般的に行われる実務を表したものであると考えられるため、(1)の趣旨に鑑みれば、ISSB のように対象となる項目を限定するのではなく、サステナビリティ関連財務開示の作成にあたり、一般的に要求される定めとすることが適当と考えられる。
30. ここで、ISSB は、合理的で裏付け可能な情報の概念を導入するのみならず、それ以外にも、例えば、企業の有するスキル、能力及びリソースに見合った対応を求めたり、必ずしも直接測定によらず、見積りを用いて指標を算定することを認めたりするなどして、プロポーショナルリティの課題に対応し、企業の負担を軽減するための措置を図っている。
31. このように考えると、ISSB が合理的で裏付け可能な情報の概念の対象となる項目を特定の項目に限定して導入したのは、これらの項目については高度な判断及び測定の不確実性を伴うため、当該項目に関する要求事項を満たすために企業は労力や負担をかける必要があるものの、それが過度なものとならないように、本資料の第 21 項に示したような情報を用いれば足りることを明示することを意図したためであると考えられる。
32. 当委員会はこれまで、IFRS サステナビリティ開示基準の定めと整合的な基準を開発する方針で検討を行ってきたため、本資料の第 30 項に記載した、企業の負担を軽減するためのさまざまな措置についても、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準に取り入れる方針で検討を行っている。このため、合理的で裏付け可能な情報の概念について、企業の負担を軽減するための全般的な定めとしなくとも、企業の負担が過度に大きくなることへの懸念に対しては、一定程度対応されるものと考えられる。



33. よって、合理的で裏付け可能な情報の概念については、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準においても、IFRS サステナビリティ開示基準と同じ範囲で導入することが考えられる。
34. この際、合理的で裏付け可能な情報の概念の統一的な考え方を示すことが適当と考えられるため、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準においては、合理的で裏付け可能な情報の概念は、本資料の第 21 項に記載した考え方に基づいていることを結論の背景において記載することが考えられる。
35. また、本資料の第 8 項から第 19 項に記載した内容は、個々の項目について合理的で裏付け可能な情報の概念を適用するにあたり参考になると考えられるため、当委員会として、規範性のないガイダンスを開発することが考えられる（別紙 2 参照 **(HP では非公表)**）。
36. なお、本資料の第 6 項(2)に記載したとおり、合理的で裏付け可能な情報については、ISSB から規範性のないガイダンスが公表される可能性がある。仮にそのようなガイダンスが ISSB から公表された場合には、前項に記載した規範性のないガイダンスとの整合性を確認の上、当委員会における対応を検討することが考えられる。

**(事務局による提案)**

37. IFRS サステナビリティ開示基準と整合的に、次の項目について、報告期間の末日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならないことを定めることが考えられるがどうか。
- (1) リスク及び機会の識別
  - (2) バリュー・チェーンの範囲の決定
  - (3) 予想される財務的影響
  - (4) 気候関連のシナリオ分析
  - (5) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定
  - (6) 次の産業横断的指標等の計算
    - ① 気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ
    - ② 気候関連の移行リスクの影響を受けやすい資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ
    - ③ 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数量及びパーセンテージ

**文案**

38. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S1 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S1.X」は参考にした IFRS S1 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S1 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

- ① 本資料の第 37 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上